

個人情報取扱事務の諮問事案書（第9条第1項第2号及び4号）

個人情報取扱事務の名称	小田原市立病院における診療情報の提供			
事務の所管課等	医事課			
諮問事項	<p>1 小田原市立病院において、患者等からの診療情報等の提供の申出には、条例第9条2号により、患者本人及び患者本人の同意を受けた代理人に提供する運用とすること。</p> <p>2 提供の申出ができる者や手続き等について、指針の内容を鑑み、小田原市立病院における診療情報の提供に関する指針（案）を策定し、患者の診療情報の適正な提供を行うこと。</p>			
諮問の理由	<p>現在、小田原市立病院において、患者のカルテ等診療情報については、小田原市個人情報保護条例（以下、「条例」という。）第16条に基づき開示の手続きを行っております。一方、厚生労働省は平成15年9月12日付医政発第0912001号「診療情報の提供等に関する指針の策定について」において、診療情報の提供等に関する指針（以下、「指針」という。）を策定して、患者に対する診療情報の提供を積極的に推進するように医療機関に要請しています。</p> <p>指針では、条例第15条において開示請求権が認められていない任意の代理人による開示の請求を認めている等、開示（情報提供）手続きについて、患者（情報の開示請求者）の負担軽減を推進しています。</p> <p>そこで、小田原市立病院における診療情報の提供について意見を求めるとともにその適否について諮問するものです。</p>			
開始時期	令和元年10月			
個人の類型	要配慮個人情報			
個人情報の項目名	患者の診療記録			
個人情報を収集する	収集先		収集課等	
個人情報を利用する	保有課等		利用課等	
個人情報を提供する	提供課等		提供先	
本人通知の実施の有無				
本人通知を行わない場合はその理由				

【添付資料】

- ・資料1 診療情報の提供等に関する指針の策定について（平成15年9月12日付医政発第0912001号）
- ・資料2 近隣公立病院におけるカルテ開示の手続きについて
- ・資料3 小田原市立病院における診療情報の提供に関する指針（案）